※ 用紙は，運営管理機関等から入手してください。
※ 青枠内のみ記入してください。

様式1-2　記入例

国民年金基金連合会　事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書　（事業主控え）

届書コード	13062

●記入にあたっての留意点

1．この書類は、個人型年金の**加入者資格を証明するための重要な書類**です。
2．**項目１は申出者が、項目２以降は事業主が記入**（該当する□にはレ点）してください。正者に応じた**訂正印**を押して
3．**３枚目**　ぐく事項、**掛金の所得控除**および　押印なしで返却してください。
4．「事業主払込」を初めて実施する場合、事業主は**「個人型年金加入申出書（第２号被保険者用）」**で、次の手続きを行ってください。
・掛金引落口座情報の記入と預金口座振替依頼書の作成
5．**右記（項目８）のフローチャートを必ず実施してください。**
フローチャートにて「個人型年金への加入資格がありません」に該当した

基礎年金番号が不明の場合は，年金事務所に問い合わせてください。

必ず個人払込を選択してください。

1．申出者の情報（事業主払込の場合、掛金額も記入してください）

基礎年金番号	証明を受ける申出者氏名	希望する掛金納付方法と掛金額（事業主払込のみ）
1234－567890	広島　太郎　（広島 印）	□事業主払込 ☑個人払込 → 毎月の掛金額 23,000円

希望する掛金額（5,000円～23,000円）を記入してください。

2．申出者の他の企業年金等の加入状況

他の企業年金等の加入状況		
項目8のフローチャートを実施し、該当する番号を記入してください。		

3．事業主の署名および押印等

カナ名称			
郵便番号		TEL	

申出者について、個人型年金の加入者資格があることを証明し、**「事業所登録」がない場合、この証明書の内容で登録を申請します。**

証明日　平成　年　月　日

住所

事業所名称

事業主名称　印

（個人事業主の方の場合、事業主の住所および氏名を記入）

4．申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等

カナ名称			
郵便番号		TEL	

（「事業主」と「厚生年金適用事業所」が同一の場合、記入不要）

市区町村コード		企業名称区分	

5．連合会への「事業所登録」の有無等（複数回答可）

□「事業主払込」で登録済 →	事業主払込用登録事業所番号	
□「個人払込」で登録済 →	個人払込用登録事業所番号	
□いずれの登録もない　□わからない		「事業所番号」が不明な場合、空欄でもかまいません。

6．申出者の掛金納付方法（(3)に該当する場合、「事業主払込」が困難な理由を、①または②で選択（記入）してください。）

□(1)申出者が希望しているため、「事業主払込」とする
□(2)申出者が希望しているため、「個人払込」とする
□(3)申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする
□(4)申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする

「事業主払込」が困難な理由
□①「事業主払込」を行う体制が整っていないため
□②その他（　　）

掛金納付方法
1：事業主払込
2：個人払込

7．下表の「退職手当等制度の種類」について、申出者が“現時点で資格を有する場合のみ”「資格取得年月日」を記入してください。

資格取得年月日	退職手当等制度の種類	同制度の実施主体	同制度の根拠法令等
昭和・平成　年　月　日	①事業所で実施している退職手当等	事業主	所得税法第30条
昭和・平成　年　月　日	②中退共（中小企業退職金共済） 建退共（建設業退職金共済） 清退共（清酒製造業退職金共済） 林退共（林業退職金共済）	独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法
昭和・平成　年　月　日	③特退共（特定退職金共済契約）	特定退職金共済団体（例）商工会議所	所得税法施行令第73条第1項第1号
昭和・平成　年　月　日	④社会福祉施設職員等退職手当共済	独立行政法人福祉医療機構	社会福祉施設職員等退職手当共済法
昭和・平成　年　月　日	⑤外国の法令に基づく保険又は共済（退職を理由に支払われるもの）	外国保険業者等	所得税法施行令第72条第3項第8号

受付金融機関および事務処理センター使用欄

運用関連運営管理機関	
記録関連運営管理機関	

採番する掛金の納付方法	採番した登録事業所番号
□事業主払込で採番	
□個人払込で採番	

受付金融機関	7：平成　年　月　日	事務処理センター

様式第 K-101号（29.01）

8．個人型年金への加入資格と他の企業年金等の加入状況の確認

（1）下記のフローで個人型年金への加入資格と他の企業年金等の加入状況を確認してください。
（2）**該当する項目の□に必ずレ点チェックを入れてください。**
（3）他の企業年金等の加入状況によって個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。
（4）加入資格がある場合は**２桁の数字（００～５２）を左記の項目２の「申出者の他の企業年金等の加入状況」欄に記入してください。**

申出者は６０歳未満の厚生年金保険の被保険者です。
- いいえ■ → 個人型年金への加入資格がありません。
- □はい ↓

事業所に企業型確定拠出年金制度があります。
（事業所に企業型確定拠出年金制度がある場合でも、私立学校教職員共済制度（長期）を実施している場合は、「いいえ」を選択してください。）
- □いいえ ↓

申出者は以下のいずれかに該当します。
・企業年金等（※１）の加入員、または加入者
・共済組合員（※２）
（※１）厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金
（※２）国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者

- はい□ → **拠出限度額　月額　１２，０００円**
  - □　１３：厚生年金基金
  - □　１４：確定給付企業年金
  - □　１５：石炭鉱業年金基金
  - □　５０：国家公務員共済組合（長期）
  - □　５１：地方公務員共済組合（長期）
  - □　５２：私立学校教職員共済制度（長期）

  複数に該当する場合は、該当する中で一番数字の大きいものにチェックを入れてください。
  （例）
  「14」と「52」の両方に該当する場合は、「52」にチェックを入れる。
- いいえ■ → **拠出限度額　月額　２３，０００円**
  - □　００：他年金制度なし（企業年金制度なし）

- □はい ↓

申出者は企業型確定拠出年金の加入者です。
- □いいえ ↓

申出者は以下のいずれかに該当します。
・企業年金等（※３）の加入員、または加入者
（※３）厚生年金基金、確定給付企業年金

- はい□ → **拠出限度額　月額　１２，０００円**
  - □　１３：厚生年金基金
  - □　１４：確定給付企業年金
- いいえ■ → **拠出限度額　月額　２３，０００円**
  - □　００：他年金制度なし（企業年金制度なし）

- □はい ↓

企業型確定拠出年金規約で「加入者は個人型年金加入者になることができる」と定めている。
- いいえ■ → 個人型年金への加入資格がありません。
- □はい ↓

申出者は以下のいずれかに該当します。
・企業年金等（※３）の加入員、または加入者
（※３）厚生年金基金、確定給付企業年金

- はい□ → **拠出限度額　月額　１２，０００円**
  - □　１１：企業型確定拠出年金および厚生年金基金
  - □　１２：企業型確定拠出年金および確定給付企業年金
- いいえ■ → **拠出限度額　月額　２０，０００円**
  - □　１０：企業型確定拠出年金

●事業主の方へ

６０歳未満の厚生年金の第２号被保険者が、個人型確定拠出年金（以下、「個人型年金」という）に**新たに加入する場合**や**加入を継続する場合**、事業主の方に以下の１および２の手続きを行っていただく必要があります。
仮に、**事業主の方からお手続きのご協力を得られない場合、加入希望者は個人型年金に加入することが、既加入者は加入の継続ができなくなる**ため、法令上等でも、事業主の協力義務が定められていますので、ご協力ください。

１．加入希望者に対する事業主の手続き

掛金の納付方法には、掛金の支払口座（掛金を引き落とすり口座）を、事業主口座とする**「事業主払込」**と加入者個人の口座とする**「個人払込」**の２種類があります（**「後記４．掛金の所得控除」も必ず、ご一読ください**）。
加入希望者が現れた場合の事業主の手続きは、掛金の納付方法等によって、次のとおり異なります。また、事業所登録時に採番される**「事業所番号」も、掛金の納付方法によって異なります**（例えば、**個人払込の加入者と事業主払込の加入者がいる場合、２つの「事業所番号」（個人払込用と事業主払込用）を保有**していることになります）。

上段:使用帳票 下段:必要な手続き 掛金納付方法と 加入希望者の関係	**事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書**		**個人型年金加入申出書（第2号被保険者用）**	**個人型年金加入申出書（第2号被保険者用）〇枚目**
	事業所登録申請	**証明書**の作成	**掛金引落口座情報**の記入	**預金口座振替依頼書**の作成
①事業主払込として、初めての場合	**〇**	**〇**	**〇（複写に注意）**	**〇**
②事業主払込として、2人目以降の場合	不要（登録済）		不要（登録済）	不要（提出済）
③個人払込として、初めての場合	**〇**		不要（個人が記入）	不要（個人が記入）
④個人払込として、2人目以降の場合	不要（登録済）		不要（個人が記入）	不要（個人が記入）

２．毎年１回、必要となる事業主の手続き

毎年１回、６～７月にかけて、加入者の年金の状況についての証明書を、記録関連運営管理機関（加入者についての情報を記録、保存している機関で以下、「ＲＫ」という）から、事業所にお送りします。同証明書作成後、同封の返信封筒で提出期限までにご返送ください。なお、証明書には、**ＲＫ別かつ事業所番号別**に仕分けられた加入者リストが掲載されていますが、事業所に複数の加入者がいる場合、次の理由から、複数の証明書が送付されることがあります。
（１）加入者によって、利用している**ＲＫが異なる**ため
（２）加入者の利用ＲＫが、仮に同一であっても、加入者によって**掛金の払込方法が異なる（事業所番号が異なる）**ため

３．事業所登録完了後の送付物（（１）、（２）は、登録が完了した月の翌月にお送りします）

送付物	備考
（1）事業所登録通知書	**「事業所番号」をお知らせします**。これらは、書類の記入、入手および提出に必要な情報ですので、**この通知書は大切に保管してください**。
（2）事業主の手引き	事業主や加入者に必要とされる手続きについて解説していますので、**この冊子は大切に保管してください**。
（3）個人型年金掛金引落事前通知書 兼 個人型年金掛金納付結果通知書（事業主払込に限定）	①事業主口座から**引き落とされる掛金の予定金額**と**前月の収納結果**を、毎月、事業所に送付します。 ②**掛金の引落日は毎月、２６日**（金融機関の休業日の場合、翌営業日）です。 ③当月分の掛金は、翌月26日に引き落とされます（例えば、3月分の掛金は、4月26日の引き落とし）。 ④掛金は、資格喪失日が属する月の前月分まで納付します（例えば、3月末日に退職した場合、資格喪失日は4月1日のため、資格喪失日が属する月の前月である3月分（掛金の引落は4月26日）まで納付することになります）。

４．掛金の所得控除

掛金全額について、所得控除（「小規模企業共済等掛金控除」）が適用されますが、掛金の納付方法によって所得控除の方法が異なります。**詳細や実務については、管轄の税務署または顧問税理士・会計士にお尋ねください**。

掛金納付方法	所得控除の方法
事業主払込	給与等から所得税を**源泉徴収する際その都度、その給与等から事業主払込による掛金を控除**します。したがって、事業主払込の加入者には、**小規模企業共済等掛金払込証明書（以下、「払込証明書」という）が発行されません**。
個人払込	事業主による**年末調整**、または加入者個人による**確定申告**で、所得控除の適用を受けることができます。両者ともに**「小規模企業共済等掛金控除」**で所得控除を行いますが、連合会からお届けする**払込証明書の添付が必須**となります。

５．随時、必要となる代表的な事業主の手続き（変更事項のご相談は、下記「●問い合わせ先」でお尋ねください）

手続きの発生事象	使用する帳票名	帳票の入手先（注1）
社名を変更した	登録事業所名称・所在地等変更届	末尾の●問い合わせ先
所在地を変更した		
事業主払込の対象者が退職した	退職者に係る掛金引落停止依頼書（注2）	

（注1）使用帳票は、連合会ホームページ http://www.npfa.or.jp/401K/style/ からダウンロードをすることができます。
（注2）事業主払込において、口座振替金額の減額または口座振替の停止を急ぐ場合、国民年金基金連合会に連絡のうえ、同連合会の指示にしたがってください。

●問い合わせ先

手続き等について、ご不明な点等がありましたら右記にお問い合わせください。